

## 5 申告・納付期限の特例

消費税の申告期限及び納付期限は、原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内とされていますが、国、地方公共団体については、決算の処理方法や時期等につき法令の定めるところにより処理することとされており、原則的な申告・納付期限では対応が困難な事情にあるため、次のとおり申告・納付期限の特例が設けられています(中間申告についても同様の取扱いとなります。)

また、公共・公益法人等のうちにも、国や地方公共団体と同様に、法令によりその決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められているなど、特別な事情にあるものがあることから、この場合も、同様に申告・納付期限の特例が設けられています。

### (1) 国、地方公共団体の特別会計

国については課税期間\*終了後5か月以内、地方公共団体については課税期間\*終了後6か月以内(ただし、地方公共団体の経営する企業(地方公営企業)については課税期間\*終了後3か月以内)とされています。

\*中間申告の場合は中間申告対象期間

区分	申告・納付期限
国	5か月以内
地方公共団体(下記の地方公営企業を除きます。)	6か月以内
地方公営企業※	3か月以内

※ 地方公営企業とは、地方公営企業法第30条第1項《決算》の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業をいいます。

具体的には、水道事業(簡易水道事業を除きます。)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業及び条例等により地方公営企業法を適用している事業を行っている企業をいいます。

### (2) 公共・公益法人等

公共・公益法人等のうち、納税地の所轄税務署長の承認を受けた法人については、6か月以内でその承認を受けた期間の申告・納付期限の特例が認められます。

ただし、承認を受けることができるのは、消費税法別表第三に掲げる法人のうち、**法令により**その決算を完結する日が会計年度の末日の翌日以後2か月以上経過した日と定められていることその他特別な事情がある法人に限ります。

